

報告書「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために（その1）
—クオータ制にかかる有識者意見—」の概要

1. 第1章「我が国及び本県における政策・方針決定過程への女性の参画の現状」

(1) 我が国の現状

- 政策・方針決定過程における「指導的地位」に占める女性の割合の現状は、政治分野：衆議院議員 9.5%、参議院議員 15.7%、行政：国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上 6.2%、民間企業：課長級 9.2%等と、それぞれ上昇傾向だが、いまだ低い水準にある。
- 国際比較でも、政治分野（下院の女性議員割合）190 か国中 153 位、経済分野（管理職に占める女性割合）125 か国中 116 位で、低い水準にある。

(2) 本県の現状

- 政策・方針決定過程における「指導的地位」に占める女性の割合の現状は、政治分野：神奈川県議会議員 16.2%（全国平均 9.6%）、神奈川県内市議会議員 19.5%（全国平均 14.2%（区議会を含む））、神奈川県内町村議会議員 22.2%（全国平均 9.2%）、行政：神奈川県職員課長級以上 14.2%（全都道府県平均 7.2%）、民間企業：課長級 7.4%（全国平均 9.2%）と、それぞれ上昇傾向だが、いまだ低い水準にある。
 - 地方議会議員の全国比較では、神奈川県議会議員の女性割合（16.2%）は、京都府（20.0%）、東京都（18.9%）、滋賀県（18.2%）に次いで第4位。県内市議会中トップは逗子市（33.3%）、県内町村議会中トップは大磯町（57.1%）。
- ※時点はデータにより異なるが、2014年から2015年の調査結果による。

2. 第2章「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画の現状とクオータ制」

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画とクオータ制

- 世界の女性議員拡大の要因としてのクオータ制
 - ・世界の国会の「女性議員比率」は、2005年 16.3%から 2015年 22.9%へと着実に増加しているが、日本は同期間 9.0%から 9.5%と低い水準のまま。
 - ・平成 23 年版男女共同参画白書（内閣府）は、諸外国での増加は、社会的状況の変化のほか、ポジティブ・アクション導入（クオータ制の導入）が要因と分析。
- クオータ制の種類と導入状況
 - ・①法的に議席割当を行う「議席割当制」（23 か国導入）、②候補者名簿の女性割合を法的に定める「候補者クオータ制」（53 か国導入）、③政党が党規則等に候補者割合を定める「政党による自発的クオータ制」（35 か国導入）がある。このほか、①～③に分類されない国が 1 か国あり*、国連加盟 193 か国中 112 か国が何らかのクオータ制を国政において導入済み。
 - ・OECD 加盟国では、34 か国中 28 か国（82.4%）が導入済み。
 - ・OECD 加盟国の女性議員割合（下院）の平均値は 28.5%だが、日本は 9.5%で最下位。

* ジョージアは、①～③には分類されていないが、「政党交付金上乗せによるインセンティブ方式」を導入。

○クオータ制の効果

- ・女性議員割合（2015年11月）は、クオータ制「未導入国」平均15.1%に対し、「導入国」平均24.6%。10ポイント近く上回る。
- ・過去約5年間に「新規にクオータ制を導入」した25か国の女性議員割合上昇は5.6ポイント。未導入国平均の1.5ポイント上昇を大きく上回る。

○先行事例（参考とした3か国）のクオータ制導入経緯等

- ①ノルウェー：世界に先駆けて政党による自主的制度導入が進んだ事例。国会議員の女性割合は、1970年9.3%が1985年には34.4%に拡大。
- ②フランス：普遍主義を超え、憲法改正のうえ女性参画を促進した事例。国民議会（女性比率26.2%まで改善）以外は、ほぼ男女同数（女性比率44.4%～49.5%）を実現。
- ③韓国：憲法改正によらず、関連法改正により比較的ゆるやかに女性議員拡大を実現した事例。国会議員の女性割合は、2000年の5.9%から2015年の16.3%へとゆるやかに拡大。

3. 第3章「クオータ制についての有識者寄稿／インタビュー」

次の8名の有識者（学識経験者、女性運動に携わる有識者、本県にゆかりの深い有識者）に、寄稿又はインタビューの形で、クオータ制についての意見を伺った。

- 辻村みよ子氏（法学者、明治大学法科大学院教授）寄稿
- 三浦まり氏（政治学者、上智大学法学部教授）インタビュー
- 竹信三恵子氏（ジャーナリスト、和光大学現代人間学部教授）インタビュー
- 石田久仁子氏（翻訳家、日仏女性研究学会事務局代表）インタビュー
- 申琪榮氏（政治学者、お茶の水女子大学ジェンダー研究所・大学院人間文化創成科学研究科准教授）インタビュー
- 川橋幸子氏（「クオータ制を推進する会」役員、元参議院議員）インタビュー
- 太田啓子氏（「怒れる女子会」呼びかけ人、弁護士）インタビュー
- 沖藤典子氏（ノンフィクション作家）インタビュー

4. 第4章「クオータ制をめぐる諸課題及び提言」

有識者による寄稿及びインタビューから、（その1）として諸課題と提言のとりまとめを行った。

○諸課題及び提言

- (1) 憲法解釈、(2) 法改正、(3) 選挙制度、(4) 政治分野への女性の参画の必要性やクオータ制に対する理解や意識、(5) 候補者等、(6) 全国的な運動、(7) 政党の意識、(8) 議員活動、の8項目に分類してまとめた。

主な提言：

- (1) 「法的なクオータ制自体が合憲なのか」という課題があるため、現実的な対応として、男女同数をめざす理念法の下に、政党が自主的なクオータ制

を党則で定めていく。

- (2) 現在、超党派議員連盟による「政治分野における男女共同参画推進法案（仮称）」及び「公職選挙法の一部を改正する法律案（仮称）」の国会提出の動きがあるため、早急な成立の必要がある。
- (3) 現在の小選挙区制の課題に対応するため、制限連記制を採用する制度に改めることが考えられる。
- (4) 日本社会全体で性別役割分業観がまだまだ根強く、公の仕事は男性、私的な仕事は女性とされ、中でも政治は公の仕事の最たるものとして、男性のものだという意識が強い。そこで、県や男女共同参画センターは、クオータ制の制度や、なぜ女性が政治に関わることが大事なのかが理解されるよう啓発活動をする必要がある。
- (5) 女性の候補者を増やすためには、補助金や女性候補者のための財政的支援制度（エミリーズ・リストのような団体寄付金型等）等が考えられる。
- (6) 女性運動の中から、「クオータ制導入を」とか「女性議員を増やそう」といった声が無視できないほどに高まれば、政党も応えざるを得ないが、こうした女性たちの声がなかなか大きな声になっていない。日本では専従職員がいる団体はほとんどないが、世代が若いほど、生活の基盤がなければ活動も出来ないことから、リクルートして専従スタッフを育てる必要がある。専従のスタッフを雇える仕組みを作ることが必要である。
- (7) 強制型のクオータ制導入には、国会の議決が必要であり、内閣や国会議員の発議が必要であることから、国会議員の多数がこの問題に対する関心を高め、政治公約として女性の政治参画拡大を掲げるような状況を国会内に作り出すことが必要である。
- (8) 政治分野の男女共同参画を推進するため、例えば、イクメンやイクボス支援事業、あるいは、地方議会に近い保育園等の設置や施設の活用により、ライフイベント中の議員の両立支援を行うことが必要である。

○男女共同参画センターに求められること

(1)クオータ制について周知・啓発、(2)主権者意識・市民意識の醸成、及び、政治リテラシーの向上、(3)女性団体との連携・組織化への支援、の3項目に分類してまとめた。

主な提言：

- (1) 大規模なシンポジウム、啓発リーフレットの配布
- (2) 選挙制度の現状と課題を考えるような企画
- (3) 全国的な組織化のためのノウハウの提供